

都市計画コンサルタント協会「認定都市プランナー」制度のあらまし

平成 27 年 10 月 29 日

一般社団法人 都市計画コンサルタント協会

■ 制度創設の経緯

- 2013.4 「新たな時代の都市づくりに向けて」—新生都市計画コンサルタント協会のビジョン—において、当面の重点取り組みとして「都市計画実務専門家認定・登録制度の創設」を位置づける。
- 2013.4 本協会内に「都市計画実務専門家認定・登録制度検討特別委員会」を設置。
- 2014.3 特別委員会にて制度骨子案を作成し、都市計画4団体、学識者、国交省等へのヒアリング及び本協会HPにてパブリックコメントを実施。
- 2014.10 制度創設及び運営における都市計画4団体の連携を図るため、「連絡調整会議」(座長：岸井隆幸日本大学教授)を設置。
- 2015.10 本協会理事会において「都市計画実務専門家認定・登録制度施行規程」が承認され、制度の発足。

■ 制度創設の目的

多様な広がりを持つ都市計画関係業務を担う専門家のうち、優れた資質・能力、豊富な実務実績、この業務に関する倫理性を有する都市計画実務専門家を、専門性を明らかにしてうえで「都市プランナー」として認定し、都市計画業務の質的向上を図るとともに、都市計画コンサルタントの職能の確立と社会的地位の向上を図り、もって地域、社会経済状況に的確に対応した地域及び都市づくりに貢献することを目的とする。

■ 対象者

民間機関に属する都市計画実務専門家等

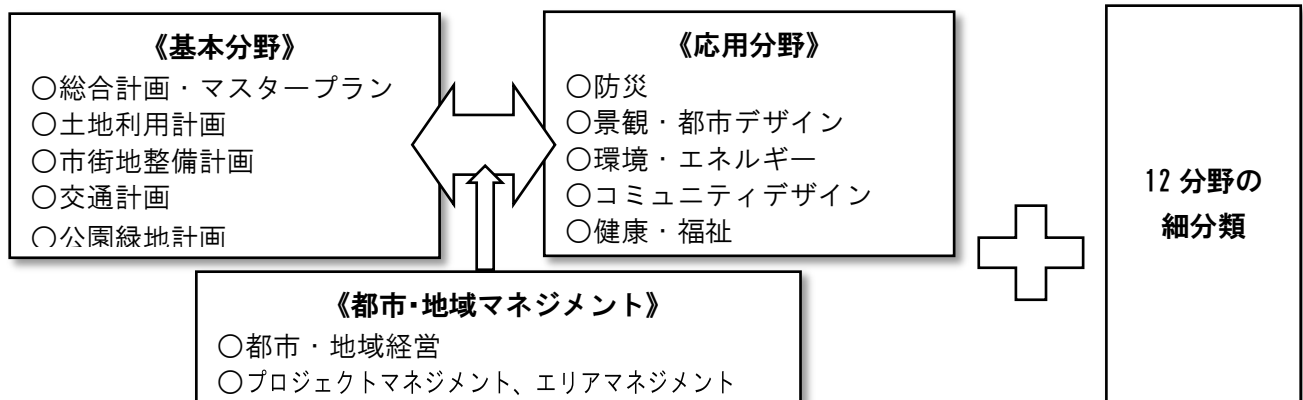
■ 分類

- 「認定都市プランナー」(実務経験 15 年以上)
- 「認定准都市プランナー」(実務経験 5 年以上 15 年未満)
- 「マスター都市プランナー」(長年にわたる都市計画功労者)

■ 認定・登録の専門分野

○都市計画の有する総合性を基本とし、自らの行う業務に関連する下記の 12 分野の専門分野を明示し、登録する(複数登録可能)。

○12 分野をもとに、より細かい専門分野の登録を行うことができる。



登録事項のデータベース化

「認定都市プランナー」及び「認定准都市プランナー」の登録事項はデータベース化し、本協会のホームページで公開する。

<データベースのイメージ>

①認定された人

- 氏名 例) 登録番号 111 認定・都市プランナー 山田 太郎
- 所属(会社名、部署、連絡先)

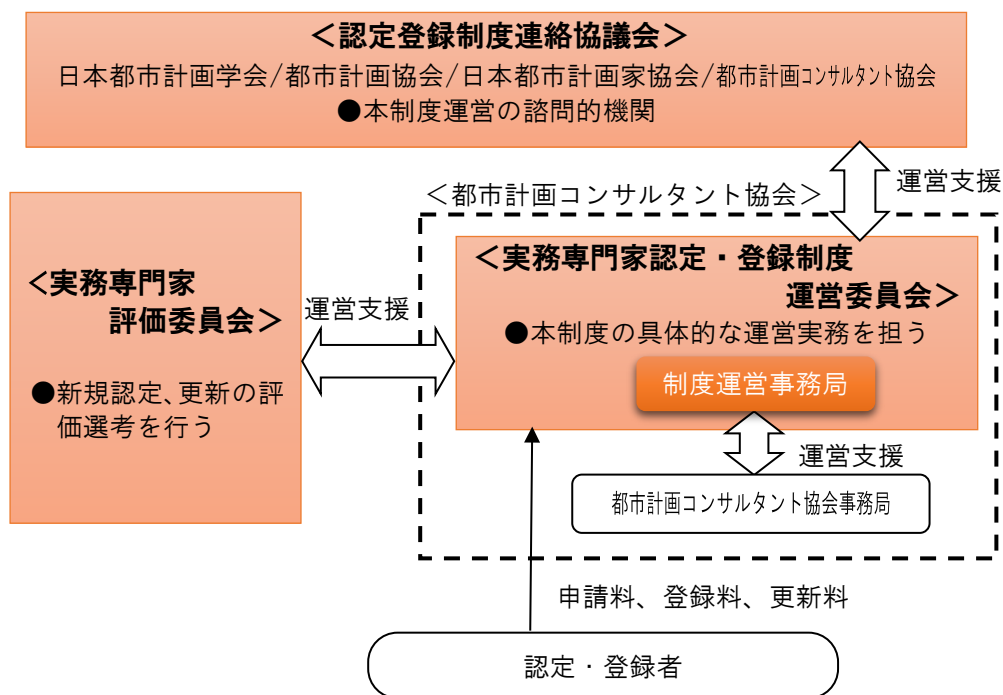
②認定された内容

- 区分 例) 都市プランナー
- 専門分野 例) 交通計画/駐車場計画
- 実務経験年数
- 登録専門分野の実務実績概要(専門分野における実務実績、その他都市計画分野における実務実績)

※上記「駐車場計画」は自己申告された交通計画の細分類の例

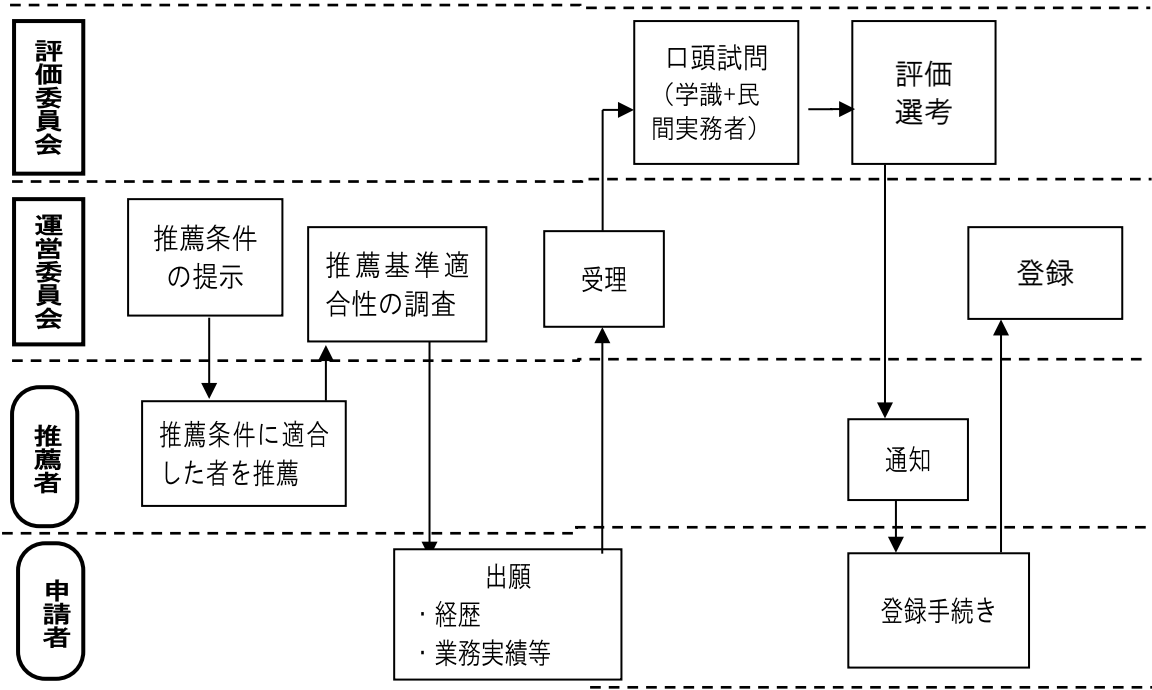
認定登録運営体制

- 本制度の運営に当たっては、(公社)日本都市計画学会、(公財)都市計画協会、(特活)日本都市計画家協会、及び本協会(以下都市計画関連4団体)が連携協力する体制を構築する。
- 都市プランナーの認定および登録のための機関として本協会に「実務専門家認定・登録制度運営委員会」を置く。
- 専門家の新規または更新時における認定審査のための第三者機関として「実務専門家評価委員会」を、(公社)日本都市計画学会、(特活)日本都市計画家協会、及び本協会で構成し、認定審査業務にあたる。
- 本事業全体の諮問機関として「認定登録連絡協議会」を都市計画関連4団体で構成し、運営や制度改定に対する助言を行う。



認定の方法

- 登録する専門分野の業務実績を重視し、学歴は問わない。
- 公募ではなく、所属団体からの推薦方式を採用する
- 「実務専門家評価委員会」による口頭試問を行い、評価する
- 登録期間中の業務実績、取得 CPD 単位数等により更新評価を行う（更新期間は4年）



第1期認定都市プランナーの認定スケジュール

都市計画4団体の相互調整のために設置した「連絡調整会議」（座長：岸井隆幸日本大学教授）を適宜開催しつつ、都市計画コンサルタント協会に設置している特別委員会が中心となり、平成28年春において第1期の認定登録を行う予定。

第1期認定都市プランナーの選定方法

本制度創設後の第1期については、その後の本制度の持続可能な運営を担う人材を効果的に確保するため、第2期以降の推薦、認定審査方式と異なる特別な方式により認定するものとする。

●対象者

都市計画分野の実務経験が豊富（概ね20年以上）で、人格的にも優れており、また本制度を良く理解し、万人が認定実務専門家として認める者を、本協会及び団体は相互に協力して認定都市プランナー候補者（以下「候補者」という。）として選定する。

●評価方法

- ・経歴、専門分野を明確化した業務実績等を提出し、「連絡調整会議」が選定する。
- ・第1期認定実務専門家は、「認定都市プランナー」として認定する

●第1期認定都市プランナーの責務

第1期認定都市プランナーは、本制度の持続可能な運営を担うため、下記のような責務を負うものとする。

- ・「運営委員会」の委員として、本制度の運営を実務的に担う。
- ・「評価委員会」の委員として、新規認定者等の評価・選考を担う。
- ・本制度の普及・啓発に努める

<本制度の活用事例>

公募型プロポーザル実施要綱等に都市計画実務専門家登録・認定制度を活用することにより対象業務に相応しい管理技術者を確保することが可能となり、業務成果のより一層の質的向上が期待できます。

従来の実施要綱等の参加資格要件の例

5. 参加資格要件

次のすべての要件を満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成26・27年度〇〇市指名競争入札参加資格の承認を得ている者で、【土木関係建設コンサルタント業務・都市及び地方計画業務】に登録されているものであること。
- (3) 〇〇に関する業務の実績を〇件以上有する者であること。
- (4) 次の基準を満たす予定管理技術者を当該業務に配置できること。
 - ①下記のいずれかの資格等を有する者であること
 - ・技術士【建設部門（都市及び地方計画）】の資格を有し、技術士法による登録を受けている者
 - ・RCCM(都市及び地方計画)の資格を有し、「登録証」の交付を受けている者
 - ②平成〇〇年以降において完了した業務のうち、〇〇に関する業務の実績を〇件以上有すること。
 - ③参加申込書提出時点において、当該企業と雇用関係があること。
- (5) 〇〇市有資格業者に対する指名停止措置基準に定める指名停止期間中でないこと。



都市計画実務専門家認定・登録制度を活用した場合の例

5. 参加資格要件

次のすべての要件を満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成26・27年度〇〇市指名競争入札参加資格の承認を得ている者で、【土木関係建設コンサルタント業務・都市及び地方計画業務】に登録されているものであること。
- (3) 〇〇に関する業務の実績を〇件以上有する者であること。
- (4) 次の基準を満たす予定管理技術者を当該業務に配置できること。
 - ①下記のいずれかの資格等を有する者であること
 - ・技術士【建設部門（都市及び地方計画）】の資格を有し、技術士法による登録を受けている者で、**都市計画実務専門家認定登録制度の専門分野〇〇の認定・登録を受けている者**
 - ・RCCM(都市及び地方計画)の資格を有し、「登録証」の交付を受けている者で、**都市計画実務専門家認定登録制度の専門分野〇〇の認定・登録を受けている者**
 - ②平成〇〇年以降において完了した業務のうち、〇〇に関する業務の実績を〇件以上有すること。
 - ③参加申込書提出時点において、当該企業と雇用関係があること。

